

平成17年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成17年3月29日(火)
開会 午後2時36分 閉会 午後3時36分
- 2 場 所 西東京市スポーツセンター 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 井口 範之
委員長職務代理者 角田 富美子
委 員 大後 みき子
委 員 竹尾 格
- 5 出席職員 教 育 長 職 務 代 理 者
(学 校 教 育 部 長) 村野 正男
学 校 教 育 部 参 与 田口 秀幸
教 育 庶 務 課 長 二谷 保夫
学校教育部主幹(教育庶務課) 小野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明
学校教育部主幹(学務課) 福本 直臣
指 導 課 長 松本 秋広
指 導 主 事 黒羽 次夫
学校教育部副参与兼教育相談課長 長澤 和子
生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男
社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男
中 央 図 書 館 長 小池 博
- 6 事務局 教 育 庶 務 課 庶 務 係 長 白井 清美
教 育 庶 務 課 庶 務 係 主 事 山本 敏彦
- 7 傍聴人 1人

平成17年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成17年3月29日(火) 午後2時30分から
場 所 西東京市スポーツセンター 会議室

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第11号 西東京市教育委員会事務局処務規則
- 第3 議案第12号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について
- 第4 議案第13号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 第5 議案第14号 西東京市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 第6 議案第15号 平成17年度教育関係暫定予算について(申出)の専決処分について
- 第7 議案第16号 西東京市教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事についての専決処分について
- 第8 議案第17号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について
- 第9 報告事項 (1) 西東京市にふさわしい総合型地域スポーツクラブのあり方(提言)について [スポーツ振興課長]
(2) 西東京市社会体育施設使用料の適正化について(諮問)についての審議経過報告 [スポーツ振興課長]

西東京市教育委員会会議録

平成17年第3回
(3月29日)

午後 2 時 3 6 分 開 会

議事の経過

井口委員長 ただいまから平成 1 7 年第 3 回西東京市教育委員会定例会を開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

井口委員長 日程第 2 議案第 1 1 号 西東京市教育委員会事務局処務規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 それでは、議案第 1 1 号 西東京市教育委員会事務局処務規則、につきまして、提案理由について御説明を申し上げます。

本処務規則につきまして、現行の処務規則の全部改正を行うものであります。現在の事務局処務規則につきましては合併直後に制定したものであります。その際現在と違う表現が何カ所がございます。3 点ほど理由がございまして、一つは文言の整理。一つには、先般から御議論いただいております統括指導主事の位置づけを本処務規則の中で明文化するということが第 2 点目でございます。3 点目には、現在、事務局には 4 課ございますが、その中の指導課を組織改正いたしまして、現在 2 係あるものを 1 係に統合することを予定としております。現在、指導係と教職員係、2 係ございますが、これを統合しまして教職員指導係と改めるものでございますけれども、目的といたしましては、事務の効率化及び連携の強化を図るために組織を統合するものでございます。

それでは、後ろの方に新旧対照表がございまして、詳細につきましてはそちらの資料で御説明を申し上げます。A 4 の横長の「西東京市教育委員会事務局処務規則（案）に係る新旧対照表」で御説明申し上げます。

右側が現行の規則でございまして、左側が今回改正する内容でございまして。

第 2 条に事務局の組織として、1 0 行目にアンダーラインが引いてございますが、指導課がございます。現行、右側では指導課に教職員係と指導係がございますが、改正案といたしましては、先ほど申し上げました目的等によりまして教職員指導係に改めるものでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。第 5 条のところに統括指導主事の職ということがございますが、第 5 条といたしまして「学校教育部指導課に統括指導主事を置くことができる。」ということで、今までは御案内のとおり指導主事の職しかございませんでしたが、今回、指導課の強化ということで「統括指導主事を置くことができる。」という条文に改めさせていただきます。

その下、例えば、第 9 条等につきましては文言の整理でございまして、現行の規則では、第 8 条で「生涯学習部に社会教育主事を置く。」、これを「生涯学習部社会教育課に社会教育主事を置く。」、以下、こういった文言整理となっております。

次に、4 ページの第 1 3 条でございますが、先ほどの「統括指導主事を置くことができる。」という第 5 条の規則を受けまして、第 1 3 条では、「統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」と

いう項目を新たに加えたものでございます。

別表がその後ろの方に、7ページの次にございますが、これは各課の事務分掌を定めたものでございまして、これの5ページをお開きいただきたいと思います。

指導課の組織改正ということで、現在、教職員係と指導係がございまして、これを教職員指導係ということで係を統合し一本化したということと、あわせて、教頭会、従来、教頭という名称でございまして、4月1日以降、副校長という名称に改める旨の改正を前回の教育委員会で可決いたしました。教頭会、例えばこういうところを副校長会というふうに改める。あわせて、下段の左側の(19)、19項でございまして、「西東京市教育情報センターに関すること。」という表記がございまして、従来は指導課の業務といたしまして、右側の(12)のところ「西東京市教育情報センターの管理運営に関すること。」、指導課の方ではあくまでもセンターの管理運営のみでございましたが、例えば、学校へのパソコンの配置であるとか予算、こういうものにつきましては、従来は学務課で所管しておりました。これを、教育情報センターの管理運営とあわせて、備品の配置あるいは予算、これらを一本化することが好ましいというような背景から、従来は管理運営以外にも学校へのパソコンの配置計画、こういうことも一本化することが好ましいということで、学務課の事務事業を指導課に持ってきて、あわせて一括的に管理していくというねらいで、今回、係の統廃合とあわせて事務分掌の改正をさせていただいたところでございます。

次の6ページにつきましては文言の整理でございまして、教育相談課関係でございまして、左側の改正案といたしまして、4項から9項、このあたりについて文言整理をいたしました。「就学指導委員会及び通級指導入級委員会に関すること。」、また「適応指導教室に関すること。」、以下幾つかございまして、改めて文言を整理したということでございます。

なお、本規則の施行日でございまして、平成17年4月1日を予定しているところでございます。

私からは以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第11号 西東京市教育委員会事務局処務規則、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第3 議案第12号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 それでは、議案第12号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

本議案につきましては、先ほど事務局の処務規則で全部改正いたしました統括指導主事の位置づけを明確にすること、及び教育相談課長に関する規定を整備するということが趣旨でございまして、

同じように、次ページに新旧対照表がございますので、お聞きいただきたいと思います。

左側が改正案でございますが、第2条で定義がございますが、統括指導主事を導入するにつきましての定義といたしまして、統括指導主事とは、「処務規則第5条に規定する統括指導主事をいう。」ということで、学校教育部に統括指導主事を置くということが第5条に規定されておりますので、それを引用いたしまして「統括指導主事をいう。」ということにしております。

あわせて、17項でございますが、課長等の範囲に「課長、主幹、部次長、副参与及び統括指導主事」ということで、新たに統括指導主事を課長職等に位置づけたということでございます。

次に、次ページをお願いいたします。別表第2のところがございますが、教育相談課長の専決の規定を改めて整備したということで、1項から3項まで制定したものでございます。

あわせて、施行期日でございますが、先ほどの事務局処務規則と同様、17年4月1日を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第12号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第4 議案第13号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 それでは、議案第13号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、について提案説明をさせていただきます。

本議案につきましては、平成17年3月の7日に不動産登記法の全部改正が行われました。このことに伴いまして本規則の一部を改正し、あわせて規定の整備を行うものであります。

次ページ以降に新旧対照表がございますので、そちらで御説明を申し上げます。

不動産登記法そのものが大変古い法律となっております、文言整理がここで行われたということで、それを受けての規則改正ということになっております。

一つには、例えばの話でございますが、1ページに、第1の1、台帳の(3)のところに「浮さん橋及び浮ドック」、こういう表現がございますけれども、それを現代用語に置きかえたということでございます。あわせて、2のところの増減異動調書等につきましても、従来「ひとつ」という平仮名表記でございましたが、それを「一つ」と漢字を用いる等々、次のページ等もあわせてそうでございますけれども、象徴的なのは、例えば、5ページをお聞きいただきたいんですが、従来我々は登記簿謄本というような表現を使っておりましたけれども、不動産登記法の改正に伴いまして、第4のところの工の項目でございますが、右側に「土地登記簿謄本又は土地登記簿写」という表記がございますけれども、現在こういう表現

は用いていないということで、左側の表記のように「土地の登記事項証明書」、これが我々が一般的に呼んでいる登記簿でございますが、現在、法律用語としては土地の登記事項証明書、こういうものに改められました。それに伴いまして、本規則につきましても登記簿上の表記に合わせて文言の整理をいたしたところでございまして、実質的な改正はございません。

なお、施行日でございますが、公布の日より施行ということで、17年4月1日公布、施行を予定しているところでございます。

私からは以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第13号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第5 議案第14号 西東京市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 それでは、議案第14号 西東京市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、について提案理由を御説明いたします。

現在、この規則の元条例でございます西東京市文化財保護条例の一部改正が市議会定例会で審議されているところですが、この条例改正につきましては、本年1月の教育委員会で御説明したとおり、文化財保護法の改正に伴い条例の引用条文が変わったこと、及びあわせて文言の整理をし、条例改正を提案しているものでございます。この条例改正で文言を整理したことに合わせ、施行規則におきましても文言の整理をするものでございます。

それでは、次のページにございます新旧対照表で御説明を申し上げます。

1ページの第6条でございますが、文化財保護法の引用等によりまして、あるいは条例の引用によりまして、第6条では、旧規則では「西東京市指定文化財の所有者等又は保持者」、こういう表現が使われておったわけですが、新規則におきましては「市文化財の管理者」という表記に改める。このように、条例の改正に伴って規則を改正するもので、実質的な改正等につきましてはございません。

施行の期日でございますが、元条例そのものが現在3月定例市議会で審議中ということで、今議会中に条例が可決されれば、平成17年4月1日から本規則につきましては公布、施行する予定としているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

竹尾委員 条例の改正そのものについては特にございませんが、ちょっとこの際参考までに、資料等がお手元にありましたらお答えをいただきたいんですが、例えば、市指定の有形文化財とか無形文化財、こういうものはどれくらいあって、最近の指定状況というようなことがわかったら教えてください。

宮寺社会教育課長 市の指定文化財については、現在49ございます。それで.....

竹尾委員 49個は有形無形合わせてですか。

宮寺社会教育課長 ええ、有形無形合わせて49です。

有形無形の内容は、無形が2件ほどあったと思うんですけど、それで、新市になってから新しく指定したというものはございません。ただ、12月の教育委員会の方、文化財保護審議会の方に田無神社の野分初稻荷を諮問して、今、審議中ですので、それが1件審議中になっております。

竹尾委員 わかりました。結構です。

井口委員長 よろしいでしょうか。

竹尾委員 はい。

井口委員長 ほかに質問はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第14号 西東京市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第6 議案第15号 平成17年度教育費関係暫定予算について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 それでは、議案第15号 平成17年度教育費関係暫定予算について(申出)の専決処分について、提案理由を御説明申し上げます。

教育予算につきましては、本来、市長に委員会での御議論を得て申し出をするわけですが、今回につきましては、緊急を要する必要があったために教育委員会を招集するいとまがなかったために、3月の22日をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、あわせて承認をいただきたいと思っております。

専決内容につきましては次の「専決処分書」をお願いいたします。次のページでございます。

平成17年度の西東京市の一般会計の予算につきましては、今回は、御案内のとおり2月の18日に新市長が就任し、就任間もないことから、あるいはまた、本市の財政状況を改めて検証した上で慎重に対応する必要がある、本予算を慎重に組まなければいけないと、そういう背景がございましたので、今回につきましては暫定予算として編成したものでございます。暫定予算につきましては、17年の4月から5月までの2カ月間に限った予算編成ということで、歳出につきましては、原則といたしまして人件費、扶助費等の義務的経費、また、継続的な事務事業及び施設の維持管理費等の経常的な経費を中心に計上したものでございまして、本日「専決処分書」でお示ししております教育費の内容につきましては、投資的経費であるとかあるいは政策的経費、新規事業費につきましては予算として計上を見送ったということになってございます。

では、具体的な内容について御説明を申し上げますが、今回の暫定予算につきましては2

カ月間の経常的な経費、義務的な経費の計上という限られた内容でございますので、予算額としては2カ月分として9億2,730万6,000円、項別としては、教育総務費、小学校費、中学校費、次ページにもわたりますが、社会教育費、保健体育費、それぞれ学校教育部が6億3,086万9,000円、約68%が学校教育部、残りの32%、約3億弱につきましてが生涯学習部の予算ということになっております。

通常の前算であれば、例えば、平成16年度の当初前算につきましては、教育費は御案内のとおり約70億ございました。西東京市の一般会計の歳出の総額が約602億円でございますので、通常ですと12%弱が教育費ということになりますが、今回は必ずしもそういった比率で計上されたものではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、今回の暫定前算によりまして影響というものが実はございまして、2カ月間の限られた前算計上ということで、6月以降の前算につきましては計上がされません。したがって、事業実施もできないというのが現状でございます。そういうことから、暫定前算による子どもたちへの影響あるいは市民への影響というのが何点かございまして、青嵐中学校の建替事業への影響もございまして。当初は17年の4月の4日に引っ越しを予定してございまして、子どもたちは4月からは新たな仮設校舎あるいは体育館を利用して授業を行うということではございましたが、暫定前算によりまして引っ越しができなくなったということで、現実的には、経費のかからない実質的な引っ越しを学校側と教育委員会で調整しまして、連休明けに子どもたちだけが仮設校舎に入る、新しいところで授業を受ける、そんなような特別な配慮というんでしょうか、引っ越しを行いまして、極力子どもたちに影響ないような対応をしているところでございます。

あわせて、当初の前算では19年度から新校舎で授業開始という前算でおったわけですが、今回暫定前算ということでスタートがおくれたということで、19年の2学期が恐らく開校になるのではなかろうか。これもこの2カ年間の工期の進捗状況によってでございますが、現在のところ19年の4月の開校は極めて難しいというふうに教育委員会事務局では考えているところでございます。

あわせて、その他の事業でも、プールの温水シャワーへの影響であるとか、扇風機の設置工事が若干おくれる等の支障があるかと思っております。市長部局では、今後極力、市民生活あるいは子どもたちに影響のない前算を配慮して対応していくというようなことでございまして、本前算あるいはその他の手法で市長部局から指示があるかと思っております。その際には、通年前算が編成される時期になりましたら、その時点で改めて本前算につきましてお示しいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私からは以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

竹尾委員 今回の青嵐中学校の件ですが、4、5月の2カ月の義務的経費で経常経費ですか、そうすると、この青嵐中学校建替の事業費というのは、現在建設中の出来高払い的な費用をこの中に入れてあるんですか。それとも、4、5月に建設事業費の中でどういうのが入るんですか。

村野教育長職務代理者 要するに、建設事業に直接着工ができない理由ということかと思う

んですが、仮設校舎は16年度中に開設ですが、予算が提示できないということで契約もできない状況でございます。

竹尾委員 ここにあるのは仮設の校舎ですか。

村野教育長職務代理者 仮設校舎です。

二谷教育庶務課長 こちらに計上している予算は、青嵐中につきましては、プレハブが16年度中に完成しますので、契約自体はもう成立していますので、そのリース料を支払う必要があるということで、リース料。それから、防犯の関係でシステムを、要するに、セコムですとか、その機械を設置しなければいけない、その設置の費用ということでございます。

竹尾委員 仮設に関連した費用ですね。わかりました。

もう一ついいですか。

井口委員長 はい。

竹尾委員 暫定予算が4月と5月の2カ月と。その後、本予算を組む。暫定予算を組むのは市長の責任でいいんですが、普通、本予算を審議するのは第2回定例会になりますよね。普通、2定というのは6月でしょう。6月分の予算はどういうふうになさる予定なんですか。

村野教育長職務代理者 これは、現在、市長部局が議長機関と調整をしているところでございますが、一つの方法としては、6月定例会を前倒しして5月中に開催し予算だけ議決をいただくという方法が一つと、もう一つは、1カ月分の暫定予算の補正を組むということで、現在、議長機関と調整をしていると伺っています。

竹尾委員 わかりました。結構です。

井口委員長 ほかに質問はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第15号 平成17年度教育費関係暫定予算について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

井口委員長 日程第7 議案第16号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 それでは、議案第16号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

実は、4月1日付の人事異動の内示が3月の23日にございました。教育委員会を招集するいとまがなかったために3月23日付をもって専決処分をしたものでございます。専決処分した内容につきましては次のページに「専決処分書」がございますので、こちらで御説明を申し上げます。

一つには、17年3月31日付での人事異動でございますが、退職及び出向の派遣満了に伴う人事異動ということで、現在、学校教育部の参与であります田口秀幸につきましては、市長部局へ出向後、退職ということになります。次に、指導課長であります松本秋広につき

ましては、3年の派遣期間が満了することに伴いまして、東京都教育委員会へ出向するというところでございます。次に、現在、学校教育部の主幹、主に保健給食の担当主幹でございます福本直臣につきましては、退職に伴いまして市長部局へ出向するというのが3月31日付の人事異動の内容でございます。

次に、同年4月1日付の人事異動でございますが、教育庶務課長の二谷保夫につきましては、昇任によりまして学校教育部副参与兼教育庶務課長ということになります。次に、指導課長につきましては派遣満了ということで空席になります。それに伴いまして、東京都教育委員会から大町 洋が就任するというので、大町 洋につきましては、現在、練馬区の練馬中学校の校長でございます。次に、統括指導主事につきましては4月1日から導入ということでございまして、現在教育庁の指導部指導課の指導主事をしております中村 豊が4月1日付で着任するという人事異動でございます。

以上でございます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第16号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

井口委員長 日程第8 議案第17号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 それでは、議案第17号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について、提案理由を御説明申し上げます。

同様に、3月23日付の内示によりまして、指導主事につきましての異動の専決処分を3月23日付で専決処分いたしました。つきましては、本人事につきまして承認を得たいと考えておりますので、提案をさせていただきました。

次ページに「専決処分書」がございますので、御参照いただきたいんですが、現在、学校教育部の指導課に充て指導主事としております黒羽次夫につきましては、新宿区の戸塚第三小学校の教頭ということで昇任して異動。次に、黒羽指導主事の後任といたしまして、大田区立の赤松小学校の教諭でありました岡本賢二が昇任で指導主事に着任するというこの内容でございます。

以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第17号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

井口委員長 日程第9 報告事項(1)西東京市にふさわしい総合型地域スポーツクラブのあり方(提言)について。

富所スポーツ振興課長 西東京市にふさわしい総合型地域スポーツクラブのあり方が提言されましたので、報告させていただきたいと思います。

平成17年3月18日、西東京市総合型地域スポーツクラブ設立準備検討委員会内田委員長より西東京市にふさわしい総合型地域スポーツクラブのあり方が提言されましたので、本日、教育委員会に報告させていただくものでございます。

今までの経過を説明いたしますと、本市は、基本構想・基本計画のスポーツ・レクリエーション振興並びに教育計画の市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ設立を施策事業として位置づけ、平成16年5月に教育委員会で西東京市総合型地域スポーツクラブ設立準備検討委員会を設立し、西原総合教育施設内スポーツ振興施設の活用を図る方向で、スポーツクラブのあり方の検討をお願いしたところでございます。

それでは、提言内容の概要を説明させていただきたいと思います。

初めに、2枚ほどめくっていただきまして目次をお開きください。

大きな項目立てにつきましては、1の生涯スポーツ社会に向けた地域活動の活性化について、2点目は総合型地域スポーツクラブの特徴と意義、3点目は西東京市の総合型地域スポーツクラブ育成の基本的方向についてであります。1番と2番については提言を後ほど御参照いただければと思っております。3番の西東京市の総合型地域スポーツクラブ育成の基本的方向についてを御説明させていただきたいと思いますので、5ページ目をお開きください。

その中で、(1)育成についてでございますが、この中で述べられていることは、当市で育成する「総合型地域スポーツクラブ」は、各自のライフステージに応じたスポーツ活動を生涯を通して地域で実践し、健康で心豊かな生活を送るとともに、明るく活力ある地域社会を築くことを目的とする。

対象者は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層、障害者や日ごろスポーツに親しみのない人など、地域住民を対象とするものです。

特に、学校週5日制の実施を受けまして、小中学校の部活動を中心とした子どもたちのスポーツ活動を地域でどのように保障していくかについても、スポーツクラブを核とすることなどが提言されているものでございます。

(2)の具体的な取り組みでございますが、その中で、アの区域であります。クラブの対象、活動エリアについては、歴史的に地縁のつながりによる活動が定着している地区単位とする。

イとしまして設立構想でございますが、地域の実情を踏まえ、設立の準備可能な区域から準備委員会を立ち上げ、クラブ創設に向けた地域展開を推進すると。

6ページ目をお開きください。長期構想としましては、市内の東西南北の地域に各1カ所、合わせて市内4カ所に「総合型地域スポーツクラブ」の創設を目標とするというような構想

が出されているものでございます。

ウのモデル事業の実施でございますが、西原総合教育施設内スポーツ振興施設の体育館・グラウンドを拠点としたクラブ創設を平成17年度に取り組むものでございます。

次に、7ページの(オ)でございますが、総合型地域スポーツクラブ支援事業については、設立当初にクラブハウスの提供や備品類の貸与等の支援をするとともに、NPO法人化を視野に入れ、行政からの側面支援が必要と提言されているものでございます。

次の9ページに委員の名簿、10ページに審議経過等を掲載してございます。

提言内容については、提言概要をただいま説明させていただきましたが、詳細については提言を御参照いただければと思っています。

それでは、クラブ設立に向けての現在の進捗状況を御説明させていただきたいと思っております。

ちょっと資料がなくて申しわけございませんが、平成17年1月、スポーツクラブ設立準備委員会の発起人会が発足しました。2月に、スポーツクラブ設立準備委員会の設立に向けての、地元住民、西原スポーツ振興施設の利用団体、体育協会役員、体育指導員を含めて、設立準備委員会の参加申し込みのための説明会を開催しているところでございます。3月7日、スポーツクラブ設立準備委員会が正式に発足しているところでございます。現在は、スポーツクラブ設立準備委員会により週1回のペースで会議を開催することにより、クラブの設立趣旨書、規則、規約や組織、活動計画、計画を裏づける予算、さらに、クラブ設立後直ちに活動を開始できるよう、活動拠点、会員や指導者の確保など、クラブの設立に向けて具体的な準備作業を行っているところでございます。準備が整い次第体験教室を開催することにより、市民周知を図りながらクラブ設立を行う予定で今現在準備しているところでございます。

以上でございます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

竹尾委員 2ページのところに「中学校の運動部活動の一部停滞」という表現がありますが、何かそういう具体的なことがあるんですか。

富所スポーツ振興課長 この辺は総論のところになると思うんですが、よくありますように、中学校等のクラブ活動が指導者不足によりなかなかうまくいっていないというようなこともありますので、その辺の多少受け皿にもなればというような考え方が示されているものだと思います。

竹尾委員 考え方じゃなくて、具体的にそういうことがあるんですかと聞いているんです。

富所スポーツ振興課長 申しわけございません。それについては、ちょっと今資料をお持ちしていないんですが、そのように言われているということで検討委員会の中で議論されてこの提言の中に盛り込んだものと思っています。

竹尾委員 余りあっさりこういう表現を使ったら、現に中学校の運動部をやっている人たち、それから、現に指導している先生たちにとってどういう印象を持つかと、何となくそういう

まあ、うそではないんでしょうが、何か具体的なことがあって言うんでしょうが、そういうことはきちっと押さえておいて、じゃあどうするかと。そのために総合型スポーツクラブをつくるよと。そんなことで、本当言って、西東京の東西南北4地域くらいの広い、歴史

的、地縁的にまとまった地域というところにおいてどうそれをとらえるのかということと、そして、例えば小学校は今19ありますね。そうすると、東西南北で四つで単純に計算すると4校か5校ですよ。それだけのものがまとまって総合型スポーツクラブというものが本当につくれるのかどうかということと、そういうものが全体で、年齢とか技量とかそういうもの一切合財関係なしでみんなが参加してできるスポーツクラブだよと。だけど、中学校の運動部というのは、ある程度対抗試合をやったり、強くなることを目的としてやっているんでしょう。そういうようなこととの関係で単純にそういうことがいくのかどうか。私は運動のこと、スポーツのことは何もわからないので、文言上からちょっと考えただけなんですけど、そういうようなことをきちっとこれはもう提言ですから、これを受けてこれからやっていращやるので、スポーツ振興課の方としてはいろいろ具体的にやっていくのでしょうか、その点は、言うはやさしくて非常に難しい問題を内部的に抱えるだろうと思いますので、慎重にやっていただきたいと思います。

それから、ボランティアの人が積極的に活動するんだろうと思いますが、どこかにありましたね、市の方から支援という言葉がありましたね、「主催事業の委託等による」とかというふうに。ただ、市として具体的に財政的に支援をするとか、そういうことを考えているんですか。

富所スポーツ振興課長 まず、このスポーツクラブについては、俗に言われますt o t oくじ補助を受けまして、創設については支援を受ける。また、活動時期はおおむね5年なんですけど、その中で、国補助を受ける中で活動を推進していくというような補助体系がございますので、まずその補助体系に乗って活動拠点を確立していくということの中で、行政の方ではじゃあどうなんだということがございますが、まず西原総合教育施設の場所を活用していただいて活動拠点としていただくと。将来的なものはちょっと別としまして、当面はそのような形で施設の提供があります。

そして、あと、その後については、備品の貸与等も含めてどういう形で支援ができるかについては、今後スポーツクラブが予算を考える中も含めまして調整していきたいなと思っていますところですよ。

竹尾委員 国補助というのは、国の補助金ですか。

富所スポーツ振興課長 t o t o、サッカーくじです。

竹尾委員 ああいうものから。

富所スポーツ振興課長 そうです。あれから一応捻出させてくるということになっています。

竹尾委員 わかりました。

井口委員長 ほかに質問はございませんか。

角田委員 せっかくこのように提言されたものですので、このうちのこれがこのように実現したということをやっぱりきちっとまたいつの日か御報告いただければありがたいと思います。

富所スポーツ振興課長 わかりました。

大後委員 基本的なことなんですけれども、総合型地域スポーツクラブの「総合型」という言葉なんですけれども、モデル事業としての西原総合教育施設というときの「総合」という

言葉と内容的には同じようなことなんでしょうか。西原総合教育施設といったときの「総合」はちょっと響きが違うのかなと思うんですけど。

富所スポーツ振興課長 この総合型地域スポーツクラブについては、国が進めている事業でございますが、内容的には総合型ということで、多種目のスポーツをそこで楽しんでいただけるということが考え方の中にありまして、そこで総合型という形になっておりますが、東京都等が進めている地域スポーツクラブとの関係もございまして、当面は、どういう種目から進められるかということで、総合型に余りこだわらず、まず身近なスポーツを市民の皆様楽しんでいただけるような形のクラブにしたいなという構想を持っているようでございます。

井口委員長 ほかに質問はございませんか。

これは、西原地区でまず一つこういうクラブをつくるということが一つのモデルケースというか、それになって、そしてまた、将来は西東京の各地区にそういうのをだんだんにつくっていくという構想があるかなと思うんですけども、本年度、西原で大体でき上がるわけですね。また、来年あるいは再来年は、今度は幾つぐらい、当面、そういうクラブを各地区ごとにつくりたいと思っているんでしょうか。

富所スポーツ振興課長 先ほど御説明させていただきましたが、市内を東西南北に四つぐらいのブロックに分けまして四つぐらいを立ち上げるというような構想でございますが、当面、今後の問題としましては、市内に大学がございますので、例えば、武蔵野大または早稲田大と連携により、その場所の提供または指導者の支援とか、そういうことを視野に置きながら、その辺を拠点にしてスポーツクラブが立ち上がればなということで、今後の問題でその辺のところの調整を図っていきたいなと思っているところです。

井口委員長 また、これは、地域によってそのクラブの組織とか形とか運営とかいろいろ変わってもいいんじゃないかなとも思うんですけど。

富所スポーツ振興課長 今、御質問がありましたように、先ほどもちょっと大後委員からも御質問ございましたが、多くの種目をやるということにこだわらないで、できる種目からスポーツクラブを設立していければなと思っているところでございます。

井口委員長 ほかに質問はございませんか。 質疑を終結します。

報告事項(2)西東京市社会体育施設使用料の適正化について(諮問)についての審議経過報告。

富所スポーツ振興課長 西東京市社会体育施設使用料の適正化について(諮問)でございますが、平成17年2月13日の第1回臨時会議案第5号で教育委員会の議決を得て、使用料等審議会に諮問しているところでございます。

現在まで使用料等審議会については実質審議が2回行われておりますが、その審議経過を報告させていただきたいと思っております。

今回の諮問内容は、具体的には、(仮称)西東京市体育館の使用料でございますが、さきの委員会で御審議いただくときにも御説明させていただきましたが、平成15年7月に、本市の方針として、使用料・手数料の適正化に関する基本方針により、使用料を検討する際のルール化されたものがございます。

まず1点は、使用料に係るサービス原価の計算を行う。2点目は、原価計算結果を公費負担と受益者負担の割合により案分する。体育館については負担割合がおおむね50%が適当かなと考えているところでございます。3点目は、近隣自治体の状況、市内の類似施設の状況を考慮することにより使用料案を提案したところでございます。

そのような前提条件を基本として審議が行われておりますが、審議会としての主な意見を今回御報告させていただきたいと思っております。

7点ほどありますが、まず1点目が、(仮称)西東京市体育館を指定管理者制度としていくとすれば、原価計算方法を再検討する必要があるだろう。2点目として、どの自治体も財政的に厳しいので、今後の施設維持管理費の負担を少なくしておく方が望ましい。ただ、今回の場合、現状の市内のスポーツ施設より高目の設定になっており、市民感覚からすると一気に使用料を理論上の適正額に近づけるのは難しいのではないかと。3点目として、冷暖房があり、駅からの利便性を考えると、他市に比べて使用料に割安感がある。4点目としまして、団体使用について、理論上の適正額と使用料が大きく乖離しているので、使用料の設定に妥当性が必要ではないかと。5点目として、年間で相当な金額を市が負担する施設の使用料を安易に決定すべきではない。6点目として、各使用区分、午前、午後1、午後2、夜間という形で1日4区分で御利用いただくことになっておりますが、その使用料が同じでよいのか、整理する必要があるのではないかとという意見がございます。7点目として、10市平均値や市内施設の平均値を出しているのはよいが、それぞれの収支がどうなっているかを考え、検討すべきである。利用者負担率を上げるべきである。

ただいま御説明しましたように、使用料等審議会ではこのような意見があることから、今後の審議経過では、教育委員会から諮問した使用料案でございますが、異なった答申となることが考えられますので、御理解をいただくために今回経過説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

それでは、そのほか全般を通して、報告事項には上がっていませんが、何か御質問ございませんか。

竹尾委員 今、指定管理者制度のお話が出ましたが、18年4月から指定管理者制度が導入される。体育館だけじゃなくてこれからいろんな、多分、公民館だろうとか、それから公園だとか、そういうのもみんな指定管理者制度が導入されると。西東京市で具体的にそういう制度を導入したときに手を挙げる人がいるかどうかという問題はありますと思いますが、現在、そういう具体的な動き、そのことに向けてのアプローチというのか、動きというのがありますか。

富所スポーツ振興課長 今の場合は、業者の方からアプローチということでしょうか。

竹尾委員 業者とか、私がやってあげたい、やりたいというような手を挙げているような人はいますかと聞いているんです。

富所スポーツ振興課長 まず、スポーツ施設については全施設指定管理者制度を導入していくという形で、今、18年の4月に施行ができるように条例の整備をしているところござ

います。今、各地の情報等をとる中で、相当の応募数があるというような情報はあるところです。ただ、今、現状の本市としては、指定管理者制度に移行する中で、グラウンド、体育館等を含めまして相当の数がございまして、それについて業者に説明会は当然これからということになるんですが、感觸的には、今、ビル管理をお願いしている業者等を打診している中では、指定管理者制度については参入がなかなか難しいというような情報も得ているところでございます。ただ、スポーツ施設に限ってはスポーツ企業がございまして、各地の例を見る中では相当な数が応募してくるのではないかと期待しているところでございます。

竹尾委員 市もやっていくのなら、指定管理者制度になって出てくると競争で負けちゃうということもあるから。具体的な話で、東京都のある公園の管理を公園協会が業者とやって負けちゃったというのが現実にあるんですよ。ありますから、本気になってその制度を、市は教育委員会として、今後こういう体育館の施設等を自分で経営していくということになったら、よっぽどよく研究して取り組まないといろいろ問題があると思いますから、大いに勉強して頑張ってください。だから、そういうことも含めて使用料を決めていかないかね。どこかの人が請け負って、ほかのことでもうけて安くやるよというような人が出てこないとも限りませんから、やっぱり慎重に対応をお願いしたいなと思います。

井口委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上をもちまして平成17年第3回西東京市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 3 6 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員